

町の債権管理を適正に行うため

「玉村町債権管理条例」が制定されました

内容

資力があるにもかかわらず納めようしない納税者を放置することは、まじめな納税者に不公平感を与え、結果的に町への信頼も失いかねません。

この条例は、町の債権の管理を適正に行い、公正かつ円滑な財政運営を行うことを目的に制定するものです。

全職員が債権管理に対して共通認識を持ち、法令に基づいた回収に努める基本姿勢を明確に定めています。

町の債権を適正に管理するには？

自治体が財産として管理している債権は、金銭の給付を目的とする権利、すなわち金銭債権であり、「公債権」と「私債権」に分けられます。 ※「債権の種類」図参照

「公債権」は、法律・条例など公法上の原因(処分)に基づいて発生する債権で、「私債権」は契約など私法上の原因に基づいて発生する債権です。債権は、その種類や適用される法律によって管理の仕方や時効期間、最終的な回収方法、また時効を迎えたときの取り扱いが違ってきます。

よって、どのような場合に債権を放棄するかなど、適正な債権の管理について規定した町独自の条例を制定することで、効率的な債権回収に努めるものです。

債権が発生するって？

①町は「納付書」を発行し、納付のお知らせをします。

②納付期限内に納入されない場合は、滞納となります。督促しても納入してもらえない場合は、滞納処分になります。

※「債権管理の流れ」図参照

債権の種類

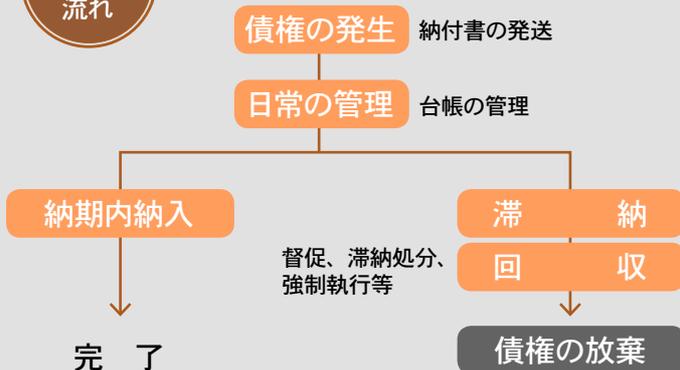
町の債権



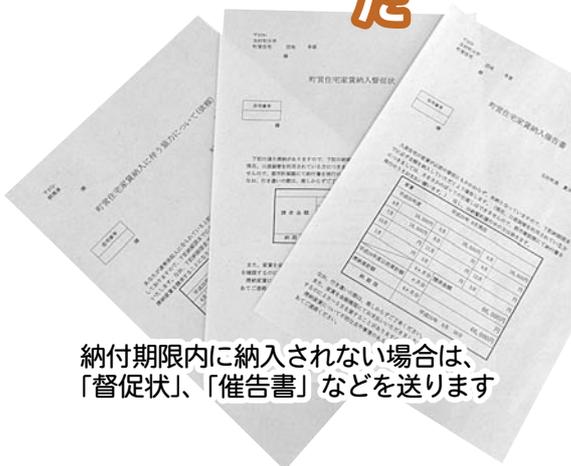
預金や不動産を差し押さえることもできます

強制執行する場合は、裁判所の力を借りる必要があります

債権管理の流れ



納付期限内に納入されない場合は、「督促状」、「催告書」などを送ります



総務常任委員会に付託して審査

原案可決 (賛成全員)

原案可決 (賛成全員)

本会議において、

平成 25 年度 **補正予算**

原案可決(賛成全員)

一般 会計

2億 1590 万円を追加し、総額 101 億 3380 万円となりました。
主なものは次のとおりです。

●歳入

国・県支出金（地域の元気臨時交付金など）
4913 万円

学校給食事業基金から前年度精算分として
416 万円

教育振興基金から教育用図書購入費として
100 万円

●歳出

庁舎管理事業 4403 万円
※駐車場不足を解消するための役場南側の土地
購入費として。



購入が予定されている
役場南側の駐車場用地

「玉村ふるさと大使」東京会議開催経費
9 万円

防犯灯設置事業 120 万円



防犯灯

保育施設常駐警備業務委託 704 万円

※保育所や児童館において、日照時間が短くなる
10 月から3月にかけて、夕方の安全を確保する
ための常駐警備委託料。



児童館の警備員

救急医療対策事業 185 万円

※休日・夜間における小児救急医療確保のため
の委託料を追加。

たまむら道の駅（仮称）業務委託 506 万円

※ 開発許可行為などの費用。

住宅リフォーム支援事業 2200 万円

※当初予算は 3000 万円だったが、すでに 2670
万円の交付決定となっている。予想を上回る
申し込みがあるため、助成費を追加。



リフォームされたキッチン

定住促進まちづくり事業 1058 万円

※区画整理事業の進捗を図るための業務委託料
を追加。

※ 万円未満切り捨て